

○南相馬市入札及び契約事務に係る働きかけへの対応に関する要綱

平成28年5月23日

告示第132号

(目的)

第1条 この告示は、市が行う入札及び契約事務に関し、職員が働きかけを受けた場合の対応について必要な事項を定め、情報の共有化により組織として適切な対応を徹底するとともに、入札及び契約事務の公平性、公正性及び透明性のより一層の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 入札及び契約事務 建設工事、建設工事関連業務委託、物品購入、業務委託及び賃貸借に係る入札（一般競争入札及び指名競争入札をいう。以下同じ。）及び契約並びにこれらに関連する事務をいう。
- (2) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員及び同条第3項第3号に規定する特別職に属する職員をいう。
- (3) 部長等 南相馬市事務組織規則（平成24年南相馬市規則第10号）第6条第1項に規定する部長等をいう。
- (4) 働きかけ 入札及び契約事務に関して、面談、手紙、電子メール等、あらゆる方法により職員に対して行われる行為のうち、次に掲げるいずれかの行為をいう。
 - ア 特定の事業者等を競争入札に参加させること又は参加させないことを要求する行為
 - イ 特定の事業者等に受注させること又は受注させないことを要求する行為
 - ウ 特定の事業者等に有利となる発注方法又は入札参加条件の選定を要求する行為
 - エ 非公表又は公表前において予定価格、最低制限価格、設計金額、見積金額等に関する情報を聞き出そうとする行為
 - オ 公表前に入札参加予定者又はその数を聞き出そうとする行為
 - カ その他当該行為により特定の事業者等への便宜、利益若しくは不利益の誘導又は談合につながるおそれがあると認められることを要求する行為（働きかけに該当しない行為）

第3条 次に掲げる行為は、働きかけに該当しない。

- (1) 入札公告等に基づく設計書に対する質問等、入札及び契約手続に関する事実の確認であることが明らかなもの
- (2) 個別具体の契約に関するものではない発注全般に係る陳情、要望、提言、意見等にとどまるもの
- (3) 通常の営業行為の範囲内であることが明らかであるもの
- (4) 市議会、審議会、公聴会等の不特定多数の者が傍聴できる公開の場で行われたもの（働きかけ等への対応）

第4条 職員は、働きかけ又はその疑いのある行為（以下「働きかけ等」という。）に対しては、回答してはならない。

2 職員は、働きかけ等に対しては、必ず複数の職員で対応するものとする。

3 職員は、働きかけ等を受けたときは、相手方の氏名、連絡先等を確認し、当該相手方に対して、記録を作成する旨及び当該行為が働きかけに該当すると判断した場合にはその事実について公表することがある旨を告知するものとする。

4 職員は、その受けた働きかけ等が南相馬市不当要求行為等の防止に関する要綱（平成18年南相馬市訓令第63号）第2条に規定する不当要求行為等に該当すると判断したときは、同訓令の規定に基づき対応するものとする。この場合においては、前項及び次条から第7条までの規定は、適用しない。

5 前項前段の規定は、職員が、他の職員が働きかけに関与している事実を知り得た場合について準用する。

（記録及び報告）

第5条 職員は、働きかけ等を受けたときは、速やか、かつ、正確に働きかけ等対応記録表（様式第1号。以下「対応記録表」という。）を作成し、当該働きかけ等の内容を所属長に報告しなければならない。この場合において、働きかけ等を受けた職員が部長等のときは、次項及び第3項の報告を経ずに、総務部長に報告するものとする。

2 所属長は、前項前段の規定による報告を受けたときは、当該職員にその内容を確認し、必要に応じ当該働きかけ等を行った相手方への事実の確認を行うものとし、その上で所管部長及び財政課長に当該働きかけ等の内容を報告するものとする。

3 財政課長は、前項の規定による報告を受けたときは、当該働きかけ等の内容を総務部長に報告するものとする。

4 総務部長は、第1項後段又は前項の規定による報告を受けたときは、その内容が働きかけに該当するか否かを判断しなければならない。

5 総務部長は、前項の判断の規定による結果を、第1項後段又は第2項の報告をした部長等又は所属長に通知するものとする。この場合において、当該判断の結果が働きかけに該当するものであるときは、その旨を市長に報告するものとする。

6 第1項後段、第2項、第3項及び前項後段の報告の際は、当該対応記録表を提出するものとする。

（入札参加停止の措置）

第6条 市長は、前条第5項後段の報告により働きかけを行った者が、有資格業者に対する指名停止に関する要綱（平成18年南相馬市告示第4号）第1条に規定する有資格業者であるときは、同告示に基づき当該有資格業者に対して入札参加停止の措置を行うものとする。

（公表）

第7条 市長は、第5条第5項後段の報告を受けたときは、働きかけの内容を入札及び契約事務に係る働きかけの状況（様式第2号）により随時公表するものとする。

2 前項の公表は、南相馬市ホームページに掲載する方法で行うものとする。

3 第1項の公表に関する事務は、総務部財政課において行う。

(文書の保存年数)

第8条 この告示の規定に基づき作成し、又は受領した文書の保存年数は、5年とする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

働きかけ等対応記録表

①	日 時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
②	場 所	
③	相手方	
④	対応者	
⑤	働きかけ等の内容	
⑥	対応内容	
⑦	その他	

様式第2号（第7条関係）

入札及び契約事務に係る働きかけの状況（ 年度）

番号	働きかけを受けた日	担当課所名	相手方	内 容